

感染症に関する登園届け（保護者記入）

中宮まぶね保育園園長

児童名

（ 年 月 日生）

病名「 」と診断され、
平成 年 月 日 医療機関名「 」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と医師より判断されましたので登園いたします。

平成 年 月 日

保護者名

印

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症については、“登園のめやす”を参考にかかりつけの医師の診断にしたがい、感染症に関する登園届けの提出をお願いします。

なお、集団での保育園生活が可能になってからの登園であるよう、ご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、医師からの指示内容を保護者が記入する登園届けが必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
手足口病	手足や口腔内に水疱、潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹・痂皮が浸潤している間	皮疹が乾燥しているか、浸潤部位が被覆できる程度のものであること
突発性発しん	発熱中	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと